

第2話 違反事例から何を学ぶか（前篇）

師匠 今日では著名な違反事例を4つ話そう。ここで取り上げる以上、それなりの教育的意義を汲み取ってくれよ。

弟子 はいはい、「悪い奴がいるもんですねえ」で終わるような見世物小屋的な聞き方をするなってことですね。

◆中国向け微小測定装置迂回輸出事案

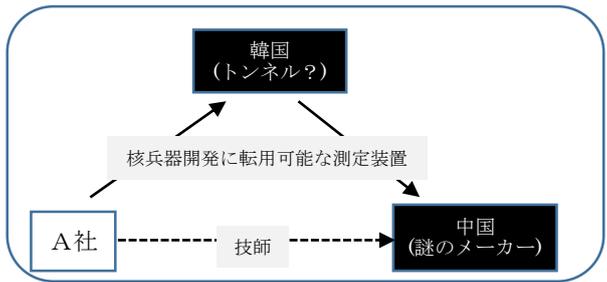
**【事案の概略】**  
 光学機器専門商社であるA社は、「核兵器の開発又は製造に用いられ得る工作機械その他の装置として全地域に対する輸出が規制されている測定装置」を、韓国向けと偽って輸出申請し、通商産業大臣の許可を受けることなく、中国に不正輸出した。また、同大臣の許可を受けることなく、翌年、技術社員らを中国に派遣し、当該貨物の据え付け・検収など不正な役務取引を行わせた。

- 弟子 うーん、これは悪質だ。
- ① 核兵器につながる装置で
  - ② あの中国向けで
  - ③ 当局には韓国向けと偽りの申告

とあっては、思い切り怪しいぞ。

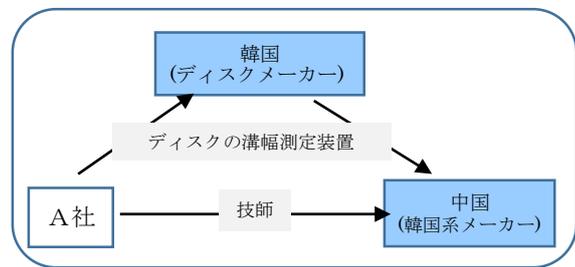
何とかいう青学の先生も

「テポドンのすぐそば通化に日本を狙って核ミサイルを配備している、その危険な中国に対して、核兵器製造機器を輸出するなどとは、一体いかなる了見か」って書いていましたよ。



師匠 わしが聞いた話は少し違うんだがな。

- ① ユーザーは韓国の記録ディスクの在華関係会社
- ② 発注は韓国からで、一旦韓国で検収あげたらしいから、中国への転送はお客さんがやったんだろう
- ③ 終着駅が中国と分かっていたのに誤って韓国向けとして輸出手続したらしい
- ④ 中国に装置が着いてから据え付け技師を派遣して間違いが判明したそう



弟子 それじゃただのケアレスミスですか？

師匠 そういうことになるんじゃないのかい？ それにさ、「核兵器の開発又は製造に用いられ得る工作機械その他の装置として全地域に対する輸出が規制されている測定装置」って何のことか分かるか？

弟子 核がらみの工作機械っていえば遠心分離機関係ですかね？

師匠 記録ディスクの溝幅測定器だそうだよ。90年台我が国ではリニア変位計(工作機械の加工精度を支える測定器)の親類筋として、核関連機材の項番で一緒に規制されていた。(現在は改正により、このような、顕微鏡的観察手法による長さ測定器は規制外となっている) 当時「関係者によると核兵器の開発や製造にも転用可能」という報道もあったが、それは変位計の話と取り違えているんだ。\*

弟子 まあ当時の規制スペック品だったとしても、モノとしては核兵器にあまりつながらない感じですね。「中国の核兵器関係ユーザーにアブナイ製品を仕向け地を偽って輸出した安全保障上の重大事案」とは言えないかな。違反事案の参考資料では、モロにそんな印象の書き方してたけど。

師匠 そこで教訓。

たとえ今回の船の行く先が韓国であったとしても、最後に中国へ行くと判明している以上は、「中国向けとして扱う」のが基本。通関に当たってもきちんとその旨分かるようにして申告する必要があったということだ。税関の<カスタムアンサー>にも次のような解説が載っている。

([http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/5010-3\\_jr.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/5010-3_jr.htm))

Q 1 平成 22 年 6 月 30 日に本通達改正を行った趣旨如何。

A 1 「実際に貨物を受け取る者」が判明しており、仕入書に荷受人等として記載されている者等の外国における「取引上の当事者」と異なる者である場合には、「実際に貨物を受け取る者」の住所・名称を輸出申告書の「仕向人住所氏名」欄に記載すべきこととして明確化したもの。

Q 3 外国における「取引上の当事者」の先に、エンドユーザー(1社)が存在し、当該エンドユーザーの住所・名称が判明している場合、「仕向人住所氏名」欄にはどのように記載すべきか。

A 3 「実際に貨物を受け取る者」であるエンドユーザーの住所等を記載されたい。

この通達、本件には間に合わなかったわけだが、我々はきちんと学習してミスせぬよう心がけなくちゃな。

\* 現在の省令条文は「直線上の変位を測定するものであって、次のいずれかに該当するもの」だが、事件当時は「長さを測定するものであって、次のいずれかに該当するもの」が規制対象とされていました。一方、国際協定(NSG Patr2)の定めは、次の通り殆ど変わっていません。

当時 (rev2 版) ; *Linear and angular displacement measuring devices, as follows*

2014 年 11 月現在 ; *Linear displacement measuring instruments, as follows*

1999 年の雑誌記事によると、わが国では当時(長さを測定するもの)「核兵器の起爆装置のスイッチングに使われる Bi の接点の厚みを測るのに用いられる」から危険だといった議論がなされていたようですが、上記英文規定から分かることは国際協定では当時も「単に長さを測

定するだけのもの」を規制外としていたということ。だからといって、A社がわが国の規制に違反という事実は変わりませんが、核の国際協定に照らして問題ありとは言えないでしょう。はたして「危険論者」はその辺をきちんと理解して評論していたのでしょうか？

◆座標測定器改竄ソフト事案

【事案の概略】

精密測定機器メーカーB社は、日本から中国等へ装置を規制非該当の低スペック品として輸出後、ドイツの関係会社から別途その装置の性能を向上させるソフトを装置の仕向け先へ送らせ、装置性能を規制該当レベルに引き上げる作業を現地で行った。また営業トークとしても「日本で買えるものと同じ（規制該当のハイスペック）です」と説明していたことが判明した。

公安当局によると、東南アジア向け輸出においては、自社開発した数値改竄ソフトを使って、測定機の性能を示す数値を低く見せ掛け、輸出規制に触れないよう偽装していたという。更には、東南アジアの関係会社へ輸出した装置の一部は、別の現地企業を通じて「核の闇市場」へ流出したといわれている

公安当局は通算で約1万台が性能データを偽装して輸出されていたとみている。

弟子 でも今度のは明らかに悪意ある犯罪でしょう。

- ① 日本から輸出した後で、ドイツから別途性能向上ソフトを中国へ送付し装置を現地で規制該当品に改造
- ② 別の案件では日本から輸出時に「改竄ソフト」でスペックダウンを偽装
- ③ 東南アジアの系列会社から「核の闇市場」に流出

ですからね。

師匠 ①ははっきり有罪だろう。③は海外が舞台だけに国内法で裁くのは困難だがアウトの可能性が高い。

問題は②だ。なぜそんな「偽装」が必要か考えたことがあるか？

弟子 それは高性能の数値が出たら規制該当とバレてしまいますから。

師匠 それじゃきくけど、「どこで誰の目に」バレるんだろうね？

弟子 税関とか経産省とかあるんじゃないですか。

師匠 税関や経産省の担当官が輸出時に性能検査するということか？

弟子 まあそうです。

師匠 輸出手続きの、いつ、どんな場面で？ きみの会社の輸出で、役所が性能検査する場面を聞いたことがあるか？

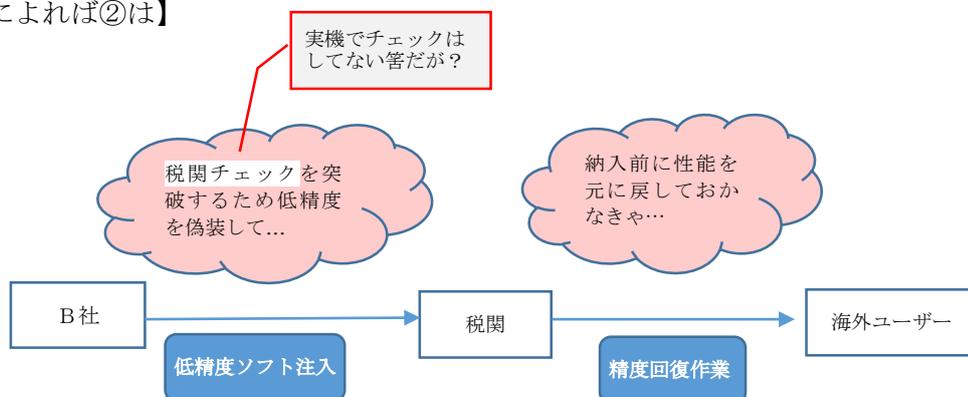
弟子 いや、ありませんけど。

師匠 じゃあこの会社が役所の性能検査が怖くてやったというのはおかしくないか？

だって税関は書類審査がメインで、箱開け検査にしても装置を運転させるわけじゃな

いだろ？

【報道によれば②は】



弟子 そういえばそうかな。でもわざわざ小細工したというのは怪しくないですか？

師匠 むろん怪しい。だがその「小細工」は誰の目を欺くためのものだったか、もう一度考えてみる。けっこう本質的な問題だから。

弟子 うーん、そういう「他者」は思い当たりませんね。

師匠 うん、わしにも思い当たらん。するとだ、連中が欺こうとしたのは自分自身だったということになるんじゃないか？

弟子 おっしゃることがよく分かりませんが。

師匠 そうすることで「実際にスペックダウンした」と自己満足していただけじゃないかということだ。とすれば、連中に違反の認識はなかったのかもしれないぞ。

弟子 じゃ師匠は②を無罪と言いたいんですか？

師匠 そんなことはない。あれも有罪だと思う。だがその理由は新聞報道と違う。①をヒントに考えてみる。

弟子 えーっ、そんなの分かりませんよ。①は輸出後のスペックアップ、一方②は輸出時のスペックダウン偽装。まったく違うじゃありませんか。

師匠 ②にしても、ユーザー納品後、輸出時と同じ低精度しか出なかったらどうなる？

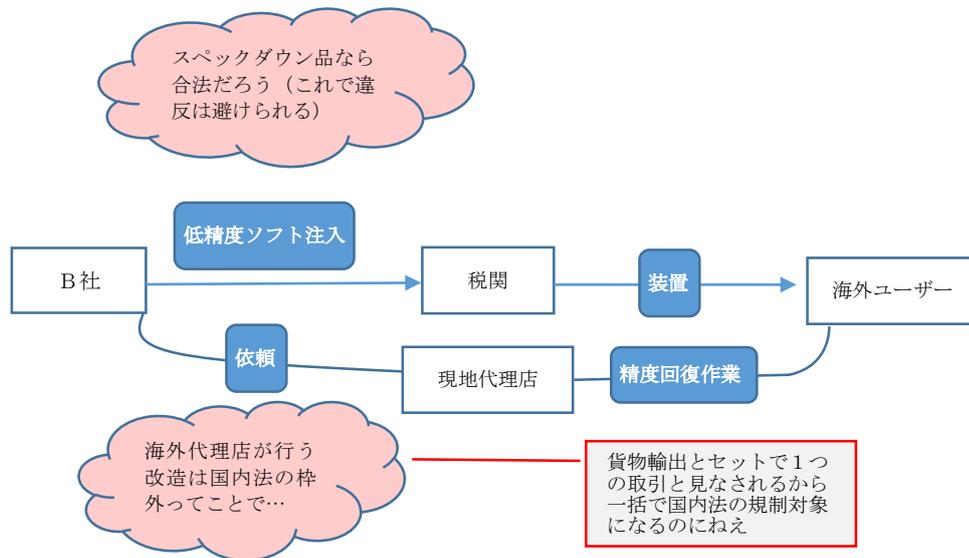
弟子 偽装じゃなく本物のスペックダウンになっちゃいます。クレームも来るでしょう。

師匠 つまり現地で性能を再度アップする手術とかソフトのインストールをしていた疑いが強いと思う。(手法は「改竄ソフト」のアンインストールだったかもしれない)

ということはだ、日本出荷時ロースペック、現地でスペックアップ、それら一連のオペレーションを日本側でコントロールしていた可能性が高い。

それって①と同じ構図じゃないか。

【②の構図はこうだった？】

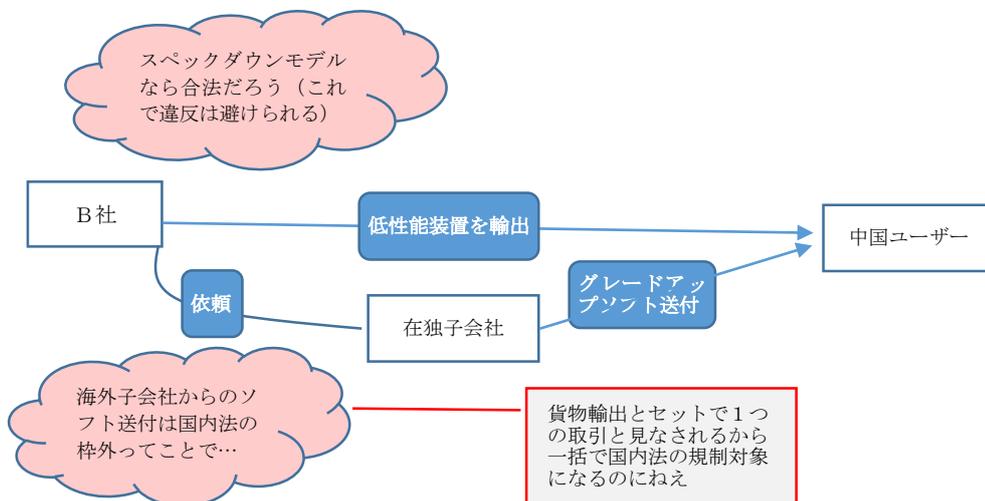


弟子 あ、ほんとですね。

師匠 更に言うのだ。連中が②のオペレーションを合法と考えていた可能性があるなら、同様に①も合法と思っていたかもしれないわけだ。

弟子 なるほどそれもありえますね。

【①の構図はこうかもしれない？】



師匠 あくまでもこの推論の上での話だが、教訓を3つ読み取れると思う。

第1は、自社のコントロール下で行われるのであれば、直接タッチしていない行為も法的責任を覚悟せよということだ。最初の日本からの輸出とセットで1つの取引とカウントされる(当初の輸出を規制逃れするための小細工と見なされる)からね。

第2は、在外関係会社の指導。仮に日本からの輸出時点でそのような転売意図がな

く、現地が勝手にやった取引だとしても、本社が叩かれてしまうのだから。事件当時の大臣談話でも強調されているポイントだ。

第3は、ギリギリ狙いは危険ということだ。刑務所の塀の上を走るなんてやめとけ。今日はセーフでも、明日行政側の運用が改まれば塀のアッチ側に落ちるぞ、リコウなつもりで実はバカということになりかねないからな。

(つづく)